

5年・10年更新者に対する判定方法・現況調査票

※次期判定年月が5年以上後に設定されている18歳以上の方が対象。
18歳以降初めて更新される方や県外から転入された方は対象外。

わかやまけんしょうがいじしゃ
和歌山県障害児者サポートセンター 所長 様

しんせいしゃしめい
申請者氏名

つづきがら
(続柄:)

しんせいしゃじゅうしょ
申請者住所

しんせいしゃ ほんにんまた ほごしゃ しめいじゅうしょ きにゆう
※申請者は本人又は保護者の氏名住所を記入

かきもの りょういくてちょうこうしん かん いか はんていほうほうおよ げんきょう もう で
下記の者にかかる療育手帳更新に関し、以下のとおり判定方法及び現況を申し出ます。

き記

ほんにんしめい 本人氏名	_____
せいねんがっぴ 生年月日	しょうわ へいせい れいわ ねん がつ にち 昭和・平成・令和 年 月 日
じゅうしょ 住所	_____

はんていほうほう はんていほうほう つぎ ほうほう きぼう
【判定方法】判定方法は次の方法を希望します。

- 書類判定 — 面接は行わず、今とおなじ等級（程度）で、更新します。
 - 面接 — 面接で最近の様子や社会生活に関する事等を確認し、改めて判定します。
- ※どちらを希望しても、面接や検査、電話での確認等をさせていただくことがあります。

しごと さぎょうじょ かいしゃ かよ
【仕事】作業所や会社などに通っている。

- いない
- いる → (勤務先: _____ 就労形態: 作業所・一般就労)

せいかつ しせつ にゅうしょ
【生活】施設やグループホームなどに入所している。

- いない
- いる → (入所先: _____)

受付印	
県	市町村

- <添付書類>
- ・療育手帳（交付・更新）申請書
 - ・写真 ・本票
 - ・現在の手帳のコピー（可能なら）